居宅介護支援重要事項説明書

塩釜医師会訪問看護ステーションは指定居宅介護支援サービスを提供するにあたって事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

１．開設者

(1) 法人名	公益社団法人 宮城県塩釜医師会
(2) 法人所在地	宮城県塩竈市錦町7番10号
(3) 電話番号	022－364－3301
(4) 代表者氏名	会長　平澤　頼久

２．事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所 平成12年1月14日許可・平成12年4月1日指定
(2) 事業の目的	公益社団法人 宮城県塩釜医師会が開設する塩釜医師会訪問看護ステーション指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
(3) 事業所の名称	塩釜医師会訪問看護ステーション指定居宅介護支援事業所
(4) 事業所の所在地	宮城県塩竈市錦町7番10号
(5) 連絡先（電話）	022－361－5010
〃（ＦＡＸ）	022－361－5015
(6) 事業所長(管理者)名	櫻井久美子
(7) 当事業所の運営方針	事業所の居宅介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づいて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 事業の実施に当たっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防に資するよう行うと共に関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとします。
(8) 事業所番号	0460390024
(9) 開設年月日	平成12年1月14日
(10) 通常の事業の実施地域	塩竈市(浦戸を除く)・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町
(11) 営業日及び営業時間	平日は8:30～17:00まで、土曜日は8:30～14:30までとします。 ＊上記時間外、緊急時対応の連絡先　080－6025－9982 休業日は、日曜日・祝祭日・8月15日・8月16日・12月30日～1月3日までとします。

３．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、管理者含め介護支援専門員2名（常勤2名）を配置しております。職員から1名をご契約者の担当とさせていただきます。

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスの主な内容は次のとおりです。

（1）要介護認定の申請に係る援助

ご契約者の要介護認定に係る申請等について、ご契約者の意思を確認した上で、申請の代行等をお手伝いします。

(2)居宅サービス計画の作成に関する業務

ご契約者の心身の状況、生活環境、ご契約者及びそのご家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成します。

(3)サービス実施状況の継続的な把握、評価

居宅サービス計画作成後も、計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて計画の変更、居宅介護サービス事業者等との連絡調整、ご契約者からの苦情処理等の便宜の提供を行います。

(4)居宅介護支援に係る事業所の義務について

・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。

・令和3年4月1日より、前6か月間において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の回数のうちに、同一の指定居宅サービス事業所又は、指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。(別紙添付あり)

＊前6か月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

① 前期 (3月1日 ～ 8月末日)

② 後期 (9月1日 ～ 2月末日)

〈 保険給付対象サービスの利用料金 〉

厚生大臣が定める基準による居宅介護支援提供の利用料は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。居宅介護支援の利用料は、別紙のとおりです。

〈 その他保険給付対象外サービスの利用料金 〉

〇交通費

通常の事業所実施地域以外へのサービス提供の際、交通費をいただく場合があります。
その場合は、下記のとおりです。

地 区 名	使用交通機関	自己負担額
事業実施地域以外の市町	公共交通機関	実 費
	自動車	1kmあたり100円

※ 上記、保険給付対象外サービスの利用料金は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

５．サービス内容に関する要望・苦情

当事業所が行う居宅介護支援事業についての要望・苦情や相談は下記の窓口で承ります。

①当事業所の相談窓口

電話番号 022－361－5010 担当者 （ 櫻井久美子 ）

②その他、各市町の介護保険窓口があります。

・宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口
電話番号 022－222－7700 （ 住所:仙台市青葉区上杉1－2－3 ）

・塩釜市 福祉子ども未来部 高齢福祉課 介護保険係
電話番号 022－364－1204 （ 住所:塩竈市本町1－1 ）

・多賀城市 保健福祉部 介護福祉課
電話番号 022－368－1141 （ 住所:多賀城市中央2－1－1 ）

・松島町 健康長寿課・高齢者支援班
電話番号 022－355－0677 （ 住所:宮城郡松島町根廻字上山王6－27）

・七ヶ浜町 長寿社会課 介護保険係
電話番号 022－357－7447 （ 住所:宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5－1 ）

・利府町 地域福祉課 介護福祉係
電話番号 022－767－2198 （ 住所:宮城郡利府町青葉台1－32 ）

６．秘密の保持

事業者は、利用者または家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いません。

７．事故発生時の対応

事業者が、介護支援専門員の提供を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合には、事業者はその損害を速やかに賠償する義務を負います。ただし、事業所の責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

８．非常災害発生時の対応

ご契約者の移住区域並びに当事業所設置区域内において、何らかの災害が発生した場合、急遽訪問等を取りやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。

9．虐待防止の対応

虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、権利擁護、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止に関する対応を行います。

虐待防止責任者 高橋 啓子（訪問看護ステーション管理者）
櫻井久美子（居宅介護支援管理者）

10. 衛生管理

当事業所は、感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底しています。従業員の清潔の保持及び健康状態についても必要な管理を行います。また、事業所の設備及び備品等について、衛生的に努めます。

11. 業務継続に向けた取組の強化（ＢＣＰ）

当事業所は、感染症等や非常災害の発生時において、継続的にサービスの提供を実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しております。従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修を実施し、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、変更を行います。

12. ハラスメント防止対策

ご利用者様・ご家族様等から職員へのパワー・セクシャルなどのハラスメント行為（暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為）は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

当事業所は、従業員に対してパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の予防策として定期的な研修を実施しております。

職員からご利用者様・ご家族様等へのハラスメントについては、ご利用者・ご家族様等から直接ハラスメント相談窓口にご相談ください。

ハラスメント相談窓口

担当者　022－364－3455：高橋　啓子（訪問看護ステーション管理者）

022－361－5010：櫻井　久美子（居宅介護支援管理者）

（　別　紙　）

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数	居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護支援費Ⅰ
45件未満	1，086単位	1，411単位

	加　　算	加算額	算定回数等
要介護度による区分なし	初　回　加　算	3,000 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月	介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （入院当日）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （入院3日以内）
	退　院・退　所　加　算	4,500円～/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。 退院報・退所時に福祉用具貸与が見込まれる場合は必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等も参加とする。
	通院時情報連携加算	500円/回	医師の診察時に同席し、心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報の提供を受けた上でサービス計画に記録した場合。
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に2回を限度）
	介護職員等処遇改善加算	月額合計単位数の2.1%	

※合計金額は、単位数に介護職員等処遇改善加算を追加し、地域加算を掛けた金額となります。